

令和3年度
上越市中心市街地における
空き店舗等利用促進補助金補助金
募集要領

○応募受付

令和3年4月1日（木）～

※ただし、予算に達し次第、受付を終了します。

その場合は、事前に市ホームページ等でお知らせします。

○応募先・問い合わせ先

上越市 産業観光交流部 産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室

住所 〒943-8601

上越市木田1-1-3

電話 025-526-5111

(内線1827、1826)

FAX 025-526-6113

E-mail chukatsu@city.joetsu.lg.jp

令和3年4月

上越市産業観光交流部産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室

1 事業目的

中心市街地の活性化を図るため、中心市街地の区域内の空き店舗や空き家を活用した商業施設の出店や事務所の開設を行う個人・法人等に対して改装費や人件費等の一部を補助するもの。

2 補助対象となる区域

- ・高田地区：本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、大町五丁目の区域
- ・直江津地区：中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、住吉町、西本町一丁目、西本町二丁目、市西本町三丁目の区域

3 補助対象者

市税を完納している空き店舗等に新店舗を出店又は設置する人及び団体

4 補助対象事業

2 補助対象となる区域の区域内で実施する事業のうち、下記のいずれかに該当する事業。ただし、令和4年3月31日までに事業が完了するものに限る。

(1) 新規出店事業

空き店舗や空き家等を活用し、新たに商業施設の出店や事務所の開設を行う事業。

(2) チャレンジ出店事業

補助対象者が出店する新店舗の床面積が2坪を超えない事業。ただし、業種又は取り扱う商品、サービス等の性質から新店舗の床面積が2坪を超えることがやむを得ない場合は、この限りではない。

5 補助対象経費

事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費

(1) 新規出店事業

①改装費（住居部分の工事を除く）

- ・内壁、照明、空調その他主として可動できない内装設備等に係る工事
- ・出入口、ショーウィンドウ、固定看板その他主として可動できない外観の設備等に係る工事
- ・給排水設備に係る工事
- ・電気設備に係る工事
- ・専ら新店舗の事業に使用する車両又は新店舗への来店者の乗用車両の駐車に供する駐車場の整備に係る工事
- ・その他市長が必要と認める工事

②設計費

- ・ 空き店舗等への新店舗の出店又は設置の際に実施する当該空き店舗等の改装工事に必要な設計に係る費用

③人件費

- ・ 次のいずれかに該当する新店舗等で勤務する労働者の雇用に係る費用
 - ㊦公共職業安定所の紹介による失業者の雇用で、契約期間が1月以上である有期雇用契約によるもの
 - ㊧公共職業安定所の紹介による失業者の雇用で、常用雇用契約によるもの
 - ㊨有期雇用契約により雇用されている人を期間の定めのない雇用に変更することにより、当該期間の定めのない雇用契約に基づき雇用するもの

(2) チャレンジ出店事業

①賃借料（敷金及び礼金又はこれらに類する経費を除く）

- ・ チャレンジ出店区画（新店舗を出店し、若しくは設置する空き店舗等の一部又は既に営業を行っている商業施設、公益施設若しくは事務所の一部の区画をいう）の借上げに係る賃借料
- ・ 専ら新店舗の事業に使用する車両又は新店舗への来店者の乗用車両の駐車に供する駐車場の借上げに係る賃借料

②改装費

- ・ 内壁、照明、空調その他主として可動できない内装設備等に係る工事
- ・ 出入口、ショーウィンドウ、固定看板その他主として可動できない外観の設備等に係る工事
- ・ 給排水設備に係る工事
- ・ 電気設備に係る工事
- ・ その他市長が必要と認める工事

③備品購入費

- ・ 新店舗内で専ら事業用に使用する備品のうち1点の購入金額が3万円を超える備品の購入費

6 補助金の額等

補助金の額等は、下記の上限額の範囲内とする。

(1) 新規出店事業

① 改装費及び設計費

店舗等	補助率	限度額 ^{※2}
全床利用店舗等 ^{※1}	50%	200万円
1階店舗等	50%	100万円
2階等店舗等	25%	50万円

※1 空き店舗等のうち地階を含む2階層以上の建物で全床を利用する店舗等

※2 1,000円未満の端数がある時は、当該端数を切り捨てた額

② 人件費

次に掲げる雇用の区分に応じ、次に定める額とし、一の新店舗につき60万円を限度とする。

区 分	補助金の額
㊦ 失業者の雇用でかつ有期雇用の場合	1人につき10万円
㊧ 失業者の雇用でかつ期間の定めのない雇用の場合 ㊨ 現在有期雇用契約により雇用されている人を期間の定めのない雇用に変更する場合	1人につき30万円

(2) チャレンジ出店事業

次に掲げる区分に応じ、次に定める額を上限とする。

区 分	補助率	限度額 [※]
賃借料	50%	18万円又は12月分に相当する額のいずれか低い額
改装費及び備品 購入費	50%	合計した額が10万円

※ 1,000円未満の端数がある時は、当該端数を切り捨てた額

7 補助対象要件

次に掲げる要件を全て満たす事業

(1) 商業施設、事務所

- ① 1週間に5日以上営業すること。
- ② 営業日においては午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業すること。
- ③ 風俗業やパチンコ店、貸金業等の施設ではないこと。
- ④ 補助対象区域内における店舗の移転や過去に営業していた同店舗における業種の変更、改装ではないこと。

(2) 人件費

- ① 市内に住所を有すること(開業までに市内に住所を有する場合を含む)。
- ② 業務に従事する時間が1週間に30時間以上であること。
- ③ 雇用保険に加入すること。
- ④ 新店舗における労働者の雇用の日前6ヶ月以内に事業者の都合による解雇、または労働者派遣契約の解除をしていないこと。
- ⑤ 3年以内に労働基準法やその他の労働関係法令に違反したことがないこと。
- ⑥ 「P3 **5 補助対象経費** ③人件費」における㉗の場合は契約期間内、㉘及び㉙の場合は雇用日から6ヶ月を経過するまでの間、事業者の都合による解雇や契約解除を行わないこと。

(3) 改装費及び設計費

- ① 見積りを2以上の施工業者から徴すること(市内業者を選定すること)。
- ② 住居部分を除く改装工事に係る費用であること。

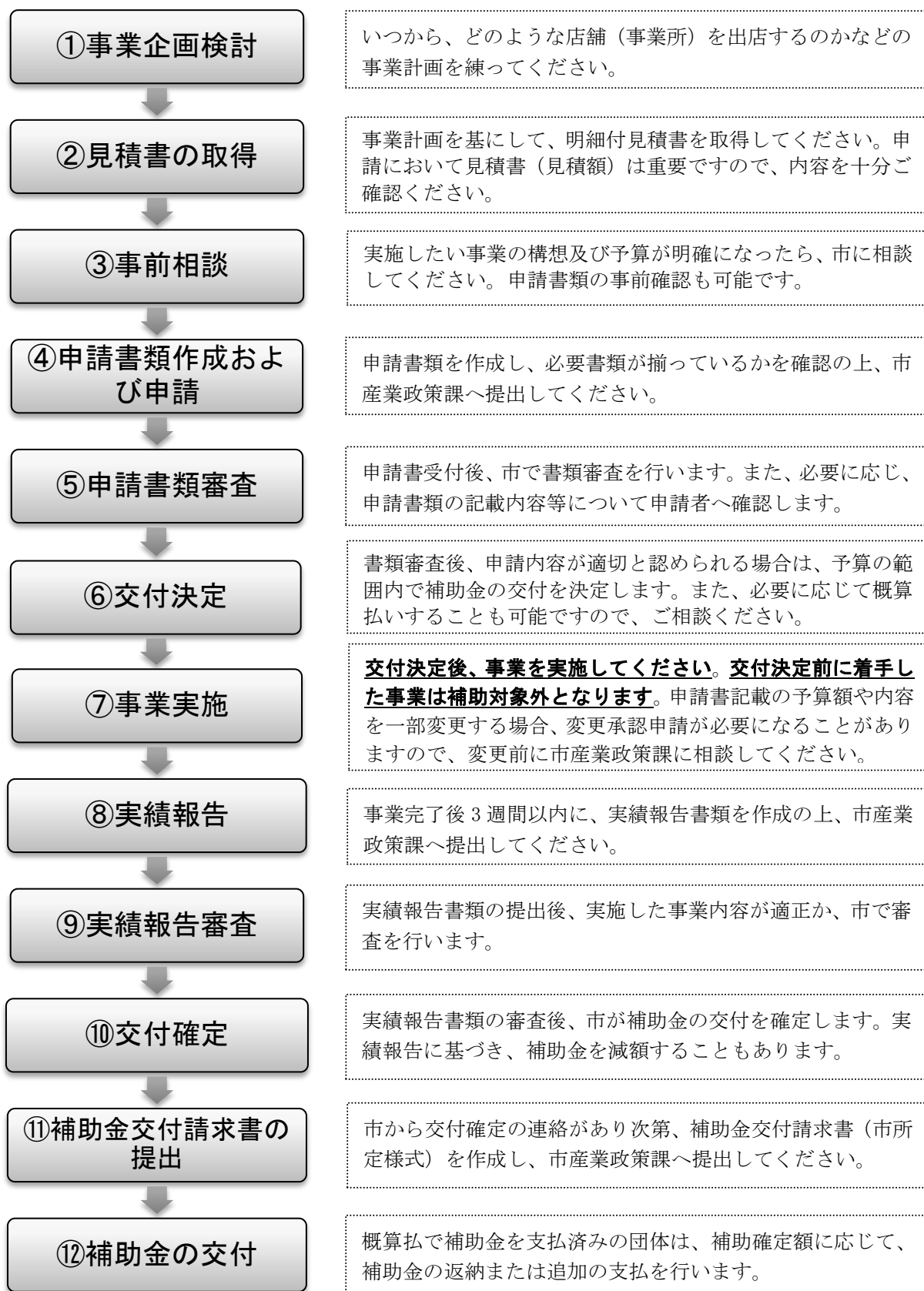
(4) 賃借料

- ① 空き店舗等の一部又は既に営業を行っている店舗等の一部の区画の借上げに係るもの。
- ② 新店舗の事業に使用する車両又は新店舗への来店者の乗用車両の駐車に供する駐車場の借上げに係るもの。

(5) その他

- ① 出店日から起算して新規出店事業は3年、チャレンジ出店事業は1年を経過する日までの間、閉鎖及び閉店しないこと。
- ② 商店街振興組合等がある区域に商業施設を出店する場合は、商店街振興組合等に加入すること(ただし、チャレンジ出店事業は任意)。
- ③ 本町六丁目、本町七丁目、大町五丁目の区域に新店舗等を出店又は開設する場合、雁木及び町家との景観調和に配慮すること。
- ④ 街のにぎわいの向上に資する市の施策並びに商店街組合及び町内会等の取組に協力するよう努めること。
- ⑤ 改装にともなう関係法令(建築基準法、消防法等)に違反がないこと。
- ⑥ 同一年度内に、同じ補助対象事業で補助金の交付を受けていないこと。

8 申請から交付確定までの流れ



9 申請方法

下記書類を作成し、産業政策課商業・中心市街地活性化推進室へ提出してください。

<全ての方の提出が必要な書類>

	書類名	説明
1	第1号様式 補助金交付申請書	【指定様式あり】 上越市ホームページからダウンロードできます。
2	第2号様式 補助事業に係る事業計画書	【指定様式あり】 上越市ホームページからダウンロードできます。
3	資金収支計画	【指定様式あり】 新規出店事業は3年分、チャレンジ出店事業は1年分作成してください。
4	納税状況の調査に係る承諾書	【指定様式あり】 上越市ホームページからダウンロードできます。
5	補助条件等自己申告書	【指定様式あり】 上越市ホームページからダウンロードできます。

上記に加えて、申請する補助対象経費ごとに以下の書類を提出ください。

	書類名	説明
【改装費に係る補助金を申請される方の提出が必要な書類】		
6	新店舗位置図	【指定様式なし（任意様式）】 店舗の場所を示した地図等
7	改装前の写真	【指定様式なし（任意様式）】
8	改装に係る見積書の写し	【指定様式なし（任意様式）】 2以上の施工業者からの見積もりが必要です。
9	改装に係る資金計画書	【指定様式あり】 上越市ホームページからダウンロードできます。
【賃借料に係る補助金を申請される方の提出が必要な書類】		
10	新店舗及び駐車場の位置図	【指定様式なし（任意様式）】 店舗及び駐車場の場所を示した地図等
11	間取り図	【指定様式なし（任意様式）】 チャレンジ出店区画が分かる図面等
12	賃貸契約書の案又は見積書の写し	【指定様式なし（任意様式）】 チャレンジ出店区画及び駐車場の借上げ状況が分かるものとしてください。

	書類名	説明
【備品購入費に係る補助金を申請される方の提出が必要な書類】		
13	備品に係る見積書の写し	【指定様式なし（任意様式）】 2以上の施工業者からの見積もりが必要です。
14	仕様書等	【指定様式なし（任意様式）】 購入する備品の仕様が分かる書類の提出が必要です。

※上記に加え、別途市から書類等の提出を依頼することがあります。

10 交付申請後の流れ

※ **8 申請から交付確定までの流れ**もご確認ください。

- (1) 申請書受付後、随時審査を行い、採択した事業について補助金の交付決定を行います。
- (2) 交付決定通知の日付以降に、事業を開始してください。
- (3) 申請時の事業内容（事業スケジュール、改装工事の内容や金額等）に変更が生じる場合は必ず産業政策課へ事前に相談してください。変更交付申請が必要になる場合があります。
- (4) 事業完了後、3週間以内に実績報告書等を産業政策課へ提出してください。
※事業の完了日とは、「全ての経費の支払が完了した日」または「事業の実施が終わった日」のうち、いずれか遅い日を指します。
- (5) 実績報告書等の審査を行い、交付する補助金額を確定します。
- (6) 補助金は、原則として補助金額の確定後に支払いますが、資金に余裕がないなど予め補助金の支払いを受ける必要がある場合は、概算払いを利用できます。
詳細は担当までお問い合わせください。

※ 交付決定に当たり、実施方法について市が条件を付す場合があります。

1 1 実績報告

実績報告の際に以下の書類を提出してください。

<全ての方の提出が必要な書類>

	書類名	説明
1	第3号様式 補助事業実績報告書	【指定様式あり】 上越市ホームページからダウンロードできます。
2	補助事業に係る事業報告書	【指定様式あり】 上越市ホームページからダウンロードできます。
3	商店街振興組合等へ加入したことを証する書類	【指定様式なし（任意様式）】 商店街振興組合等がある区域に商業施設を出店する場合のみ提出が必要です。
4	新店舗での営業を証する書類又はその写し	【指定様式なし】 営業証明書、定款等

上記に加えて、申請した補助対象経費ごとに以下の書類を提出ください。

	書類名	説明
【改装費に係る補助金を申請された方が必要な書類】		
5	改装後の写真	【指定様式なし（任意様式）】
6	改装工事に係る契約書及び領収書の写し	【指定様式なし（任意様式）】
【賃借料に係る補助金を申請された方が必要な書類】		
7	新店舗の出店又は設置後の写真	【指定様式なし（任意様式）】
8	賃貸契約書の写し	【指定様式なし（任意様式）】 チャレンジ出店区画及び駐車場の借上げに係る賃貸契約書
【備品購入費に係る補助金を申請される方が必要な書類】		
9	新店舗に設置した備品の写真	【指定様式なし（任意様式）】
10	備品購入に係る明細書及び領収書の写し	【指定様式なし（任意様式）】

	書類名	説明
【人件費に係る補助金を申請される方が必要な書類】		
11	雇用を証する書類	【指定様式なし（任意様式）】 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用契約書の写し等、労働条件（契約期間、労働時間等）が確認できる書類の提出が必要です。
12	承諾書（労働者用）	【指定様式あり】 上越市ホームページからダウンロードできます。

※上記に加え、別途市から書類等の提出を依頼することがあります。

<空き店舗情報>

上越商工会議所ホームページ「上越市中心商店街空き店舗物件情報」

URL <http://akitenpo.honcho.jp/>

<空き店舗状況の問合せ>

○高田地区：高田本町まちづくり(株) TEL025-522-3415

○直江津地区：(株)まちづくり上越 TEL025-521-0806